

地方創生に係る包括連携協力に関する協定書

日進市（以下「甲」という。）と株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生を推進するため、地方創生に係る包括連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の人的・知的資源を効果的に活用し、相互に連携・協力することで、日進市のまち・ひと・しごと創生を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について法令の範囲内で相互に連携・協力して取り組むよう努めるものとする。

- （1）結婚から出産、育児までのトータル支援に資すること
- （2）ライフステージに合わせた定住化支援に資すること
- （3）地域ぐるみの健康長寿のまちづくりに資すること
- （4）暮らしを支える地域交通網の充実に資すること
- （5）地域内経済や観光の活性化、創業の支援に資すること
- （6）便利で安全安心な暮らしの実現に資すること
- （7）その他、地方創生の推進に資すること

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれかからも書面による解約・変更の申出がないときは、この協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し信義を重んじ対等な関係に立って、この協定を誠実に履行するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙が、本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる市

民及び事業者（以下「市民等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる市民等については、対象としないこととする。

2 次の行為を行う市民等についても対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（雑則）

第7条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成28年11月30日

甲 所在地 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
名称 日進市
代表者 日進市長 萩野 幸三

乙 所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
名称 株式会社三菱東京UFJ銀行
代表者 代表取締役 山名 毅彦